

⑩ 情報通信機器を用いた通院精神療法に係る評価の新設

第1 基本的な考え方

「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」を踏まえ、情報通信機器を用いて通院精神療法を実施した場合等について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」を踏まえ、通院精神療法について、情報通信機器を用いて行った場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【通院・在宅精神療法】 [算定要件] 注12 1のハの(1)の①又は(2)の① については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>情報通信機器を用いた精神療法を行うことが適当と認められる患者に対し、情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、それぞれ357点又は274点を算定する。ただし、当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合には、算定できない。また、注3から注5まで及び注7から注11までに規定する加算は別に算定できない。</u></p> <p>[施設基準] <u>一の九 通院・在宅精神療法の注12に規定する施設基準</u> 情報通信機器を用いた精神療法</p>	<p>【通院・在宅精神療法】 [算定要件] <u>(新設)</u></p> <p>[施設基準] <u>(新設)</u></p>

を行うにつき十分な体制が整備されていること。

2. 情報通信機器を用いた診療の施設基準に、情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しないことをホームページ等に掲示していることを追加する。

改 定 案	現 行
<p>【情報通信機器を用いた診療】 [施設基準]</p> <p>第1 情報通信機器を用いた診療 1 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準</p> <p>(1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア～<u>エ</u>を満たすこと。 ア～ウ (略) <u>エ 情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しないことを当該保険医療機関のウェブサイトに掲載していること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>【情報通信機器を用いた診療】 [施設基準]</p> <p>第1 情報通信機器を用いた診療 1 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準</p> <p>(1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア～<u>ウ</u>を満たすこと。 ア～ウ (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p>